

計画年度

令和3年度～令和12年度

北海道獣医療提供体制
整備計画書
(案)

令和3年 月

北海道

目 次

北海道獣医療提供体制整備計画書

| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 道内の獣医療をめぐる情勢と今後の基本方針 | 3 |
| 1 産業動物分野 | |
| (1) 畜産をめぐる情勢 | |
| (2) 家畜衛生をめぐる情勢 | |
| (3) 産業動物診療獣医師をめぐる情勢 | |
| (4) 今後の基本方針 | |
| 2 公務員分野 | |
| 3 小動物分野 | |
| 第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域 | 7 |
| 第3 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標 | 7 |
| 1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状 | |
| (1) 診療施設 | |
| (2) 診療機器等 | |
| 2 診療施設の整備に関する目標 | |
| (1) 産業動物分野 | |
| (2) 公務員分野 | |
| (3) 小動物分野 | |
| 第4 獣医師の確保に関する目標 | 11 |
| 1 獣医師確保の現状 | |
| (1) 産業動物診療獣医師 | |
| (2) 公務員獣医師 | |
| (3) 小動物臨床獣医師 | |
| 2 獣医師確保の目標 | |
| (1) 産業動物診療獣医師 | |
| (2) 公務員獣医師 | |
| 3 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保対策 | |
| (1) 獣医学生に対するアプローチ | |
| (2) 就業及び定着に向けた取組 | |
| (3) 未活用人材へのアプローチ | |
| 第5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針 | 17 |
| 1 診療施設・診療機器の効率的利用 | |

2 獣医療に係る情報の共有及び効果的利用

第6 診療上必要な技術の研修その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項・17

- 1 臨床研修
- 2 高度研修
- 3 生涯研修

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項・・・・・・・・19

- 1 飼育者の衛生知識の啓発・普及等
 - (1) 産業動物分野
 - (2) 小動物分野
- 2 広報活動の充実
- 3 災害発生等非常時における獣医療の提供
- 4 野生鳥獣への対応
- 5 取組内容の見直し

は　じ　め　に

令和2年（2020年）5月、農林水産省は令和12年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第4次）」^{*1}を公表しました。

この中では、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化が見られ、高病原性鳥インフルエンザや豚熱、口蹄疫の国内発生や、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加は、我が国における畜産物の安定供給や食品の安全性の確保に対する考え方について再検討を行う契機となっているとされています。

また、現在世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症のように、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展に伴う新興・再興感染症の侵入・発生のリスクの増大に対して、人、飼育動物、野生動物及びこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持する「One Health」の考え方に基づく学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生のニーズに対応した様々な取組が、国際社会において協調して進められており、これらの取組を支える獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任の急速な増大とともに、それを担う獣医師の養成・確保が求められています。

さらに、国民生活の質が向上し価値観が多様化する中で、動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上から飼育責任の認識が広がり、いわゆるチーム獣医療体制を支える動物看護職が、令和元年6月の愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）の制定により、愛玩動物看護師として国家資格化されたところです。

このような獣医療に対する様々な期待に応えるため、獣医療の適切な確保と質の向上を推進し、獣医師がその専門知識や技術を發揮して職務責任を果たしていくことが重要であり、このための獣医療に携わる関係者の一層の努力が必要とされています。

道では、これまでにも3次に渡り「獣医療を提供する体制の整備を図るための北海道計画（北海道獣医療提供体制整備計画）」^{*2}を策定し、道内における獣医療提供体制の確保に努めてきました。特に、本道において酪農及び畜産は基幹産業であり、我が国における安全・安心な畜産物の安定供給という役割と責務を担うことから、令和3年3月に策定した「第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」^{*3}においても、酪農・畜産の持続的な発展に向けて、家畜衛生対策の推進及び海外悪性伝染病への対応、そして、それを支える産業動物獣医師の育成・確保が重要な施策の一つに掲げられており、産業動物獣医療の提供体制の整備が求められています。

第4次となる本計画では、令和12年度を目標年度とし、道内における獣医療を巡る情勢やニーズに対応するため、質の高い獣医療を確保するための方向性を示すとともに、その提供体制の整備を推進することで、本道の基幹産業である畜産業の持続的な発展、安全・安心な畜産物の生産、公衆衛生の維持向上、人や動物の健康や福祉の向上を目指します。

* 1 : 獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以降「基本方針」と表現します。）

獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 10 条の規定により、農林水産大臣は獣医療の提供に関する基本的な方向、診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項等を定めなければならないとされています。

* 2 : 北海道獣医療提供体制整備計画（以降「本計画」と表現します。）

獣医療法第 11 条の規定により、都道府県は基本方針に即し、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めることができるとしていることに基づき、北海道が定める計画です。

【第一次（平成 5 年度～平成 12 年度）】

道内の獣医療体制について調査分析し、地域毎に診療施設や診療機器の計画的整備や獣医師確保に関する総合的な計画を策定しました。

【第二次（平成 13 年度～平成 22 年度）】

産業動物獣医師の高齢化、同時期に公布された「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」に配慮する等、獣医療を取り巻く情勢の変化に対応する計画を策定しました。

【第三次（平成 23 年度～令和 2 年度）】

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの国内発生を受けた家畜伝染病の危機管理の観点からの獣医療の提供体制の充実、獣医療の高度化や多様化に対応するためのチーム獣医療体制の整備普及等、社会ニーズに対応する体制の整備を推進する計画を策定しました。

* 3 : 第 8 次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画（令和 3 年 3 月）

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）に基づき、消費者や事業者からの安全・安心で品質の高い道産畜産物の安定供給への期待に応えるため、本道の酪農及び肉用牛生産の現状と課題について認識を共有した上で、関係者が一丸となって取り組むべき施策や対応方針を明らかにし、生乳の生産数量や乳牛・肉用牛の飼養頭数等の目標を定めるものです。

第 8 次計画では、前回計画において目標に掲げ取り組んできた「生産基盤の強化」と「収益力の向上」を基本としつつ、本道の酪農・畜産が外的要因に影響されにくい「経営体质の強化」を図るとともに、関係業界が連携し「生産体制の強化」や「需要の創出」を進めることで、足腰が強く、地域経済・社会の活性化に貢献できる強固な産業となることを目指すとしています。

第 8 次計画の中で示す主な生産目標は次のとおりです。

| 区分 | 乳用牛 | | 肉用牛 | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 総頭数 | 生乳生産量 | 総頭数 | うち肉専用種 |
| 現在（平成 30 年度） | 801,000 頭 | 3,970 千 t | 512,800 頭 | 188,700 頭 |
| 目標（令和 12 年度） | 837,000 頭 | 4,400 千 t | 552,000 頭 | 198,700 頭 |

第1 道内の獣医療をめぐる情勢と今後の基本方針

1 産業動物分野

(1) 畜産をめぐる情勢

本道の酪農・畜産業は、年間7,300億円超の産出額を誇り、農業産出額の約6割を占める基幹産業です。特に、生乳生産量は令和元年度に400万トンを上回り、全国の5割以上を占めているほか、牛枝肉生産量及び軽種馬生産頭数が全国第一位である等、その他の家畜も国内有数の生産地となっています。

近年の道内の畜産経営は、法人化や集約化による飼養規模の拡大等、スケールメリットを生かした経営効率化や、哺育育成施設の共同利用による省力化が進められる中で、慢性疾病や混合感染症による経済的損失、不適切な抗菌剤の使用による薬剤耐性菌の増加が課題となっています。また、家族経営が大宗を占める一方、後継者不足等により家畜の飼養戸数は年々減少しているため、診療効率の低い地域における獣医療の確保が課題となっており、予防衛生及び生産獣医療による的確かつ効率的な集団衛生管理が重要となっています。

(2) 家畜衛生をめぐる情勢

平成16年以降、渡り鳥によって毎年のように国内へ持ち込まれ、平成28年12月には道内の養鶏場でも発生した高病原性鳥インフルエンザや、平成30年9月以降本州で野生イノシシの感染拡大に伴い養豚場で相次いで発生した豚熱等の海外悪性伝染病の発生状況^{*4}を踏まえた令和2年7月の家畜伝染病予防法改正により、飼養衛生管理基準が大きく見直され、都道府県においては「飼養衛生管理指導計画」に基づく畜産農場への指導の徹底、畜産農場においてはその遵守による海外悪性伝染病の発生予防やまん延防止がより厳格に求められるようになりました。

道内では海外悪性伝染病以外にも牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、サルモネラ症等の家畜伝染病の発生^{*5}が課題となっており、集合施設等も含め畜産農場における家畜の異状の早期発見、発生時の防疫対策、衛生管理の指導等、家畜伝染病に対する発生予防やまん延防止対策の徹底が必要とされています。

(3) 産業動物診療獣医師をめぐる情勢

道が令和3年3月に策定した「第8次北海道酪農・肉用牛生産の近代化計画」では、前回計画で目標に掲げ取り組んできた生産基盤の強化や収益力向上を基本としつつ、本道の酪農・肉用牛経営が外的要因にも影響されにくい「経営体质の強化」の取組の推進、酪農・畜産が抱えている諸課題の解決により、生乳生産量の増加や肉用牛増頭を見込んでいますが、その実現には飼養管理技術の向上による牛のベストパフォーマンスの発揮や家畜衛生対策の推進、海外悪性伝染病の侵入防止対策等が不可欠であり、それらに対し産業動物分野の獣医師が果たす役割に大きな期待が寄せられていることから、その育成・確保を図ることとしています。

このような中、本道の産業動物分野の獣医療は、農業共済組合の診療施設が基幹

となり、診療を行うことはもちろん、疾病予防、家畜伝染病対策、生産獣医療等を総合的に提供しています。その他、一次診療については往診診療者が主体の個人診療施設等も提供しており、二次診療については農業共済組合の基幹診療施設や獣医学系大学が提供しています。また、軽種馬生産地である日高・胆振地方では、軽種馬農業協同組合や牧場を経営する法人の診療施設が加わり、一次診療だけでなく、より高度な診療のニーズに対応できる診療機器を備えた診療施設の整備により二次診療が提供されています。

これらの診療施設における獣医師は現状では概ね確保されていますが、Uターン等による中途退職の増加や、若い世代で女性獣医師が増加する一方、結婚や出産を契機にした離職や休職中の代替獣医師の確保等が課題となっています。

その他、企業経営の肉牛農場や養豚場、養鶏場の診療においては、それぞれの企業が雇用あるいは委託する管理獣医師がその中心的役割を担っており、飼料や動物用医薬品等を扱う畜産関係企業に所属する獣医師や、コンサルティングを行う獣医師も活躍しています。一方、豚や鶏を専門とする獣医師が限られるため、小規模の養豚場や養鶏場においては、日常の診療や飼養衛生管理の指導を担える管理獣医師の確保・育成が課題となっており、めん羊や山羊においても同様となっています。

(4) 今後の基本方針

産業動物分野の獣医療に対しては、良質な診療技術の提供はもちろんのこと、疾病予防、生産獣医療、家畜伝染病発生時の防疫対応、飼養衛生管理、農場HACC PやGAP^{*6}の指導、コンサルティング、薬剤耐性対策等の多面的な活動が期待されており、これらの広範な社会ニーズに的確に応えることができるよう、獣医師の確保・育成及び診療施設・診療機器の整備に向けた取組を推進します。

* 4：近年の海外悪性伝染病の発生状況（国内）

（単位：戸数）

| 発生年 | 平成22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
|--------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|
| 口蹄疫 | 292 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 豚熱 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 46 | 10 |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 1 | 23 | 0 | 0 | 4 | 2 | 7 | 5 | 1 | 0 | 33 |

- 平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫は、同県において予防的殺処分を含め約29万頭にも及ぶ家畜を殺処分することで終息しましたが、畜産関連業種に留まらず、観光業等にも多大な経済的影响を及ぼしました。
- 豚熱は、平成19年4月に我が国はワクチン非接種清浄国に認定されましたが、平成30年9月、26年ぶりに岐阜県で発生が確認されて以降、野生イノシシにおける急速な感染拡大とともに養豚場での発生が拡がり、野生イノシシへの経口ワクチン散布及び発生リスクの高い地域の養豚場におけるワクチン接種が実施されています。令和3年2月末現在、11県62農場の発生により関連農場等を含め約18万頭が殺処分され、28都府県において飼養豚のワクチン接種が進められています。

- ・高病原性鳥インフルエンザは、世界各地で発生が確認されており、我が国には例年秋～春にかけて渡り鳥により持ち込まれ、令和2～3年にかけては、令和3年2月末現在、17府県51農場で発生し、関連農場を含め約980万羽の家きんが殺処分されています。
- ・これらその他、近隣諸国ではアフリカ豚熱の感染も拡大しており、水際防疫及び農場における飼養衛生管理の徹底により、侵入防止に努めるとともに、発生時に迅速な防疫対応をするための体制構築が進められています。

* 5：近年の家畜伝染病の発生状況（道内）

- ・道内では牛のヨーネ病の発生が継続していますが、近年は大規模農場での発生や地域的な発生が課題となっています。
- ・牛伝染性リンパ腫や牛ウイルス性下痢症、サルモネラ症、馬鼻肺炎の発生も毎年みられ、地域の自衛防疫組織と連携した防疫対策が進められています。

| 発生年次 | | 平成22 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元 | 2年 |
|-----------|----|------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ヨーネ病（牛） | 戸数 | 82 | 112 | 98 | 43 | 155 | 147 | 146 | 182 | 144 | 169 | 197 |
| | 頭数 | 245 | 296 | 316 | 399 | 657 | 599 | 518 | 713 | 682 | 945 | 722 |
| ヨーネ病（めん羊） | 戸数 | 1 | | | | | 1 | | | 1 | 1 | |
| | 頭数 | 6 | | | | | 1 | | | 2 | 2 | |
| 牛伝染性リンパ腫 | 戸数 | 178 | 157 | 158 | 169 | 197 | 220 | 237 | 247 | 270 | 300 | 301 |
| | 頭数 | 288 | 265 | 313 | 289 | 392 | 494 | 557 | 604 | 687 | 733 | 745 |
| サルモネラ症（牛） | 戸数 | 34 | 8 | 3 | 1 | 1 | 8 | 17 | 6 | 59 | 35 | 65 |
| | 頭数 | 135 | 19 | 63 | 2 | 2 | 54 | 104 | 37 | 246 | 117 | 227 |
| 牛ウイルス性下痢 | 戸数 | 44 | 63 | 58 | 48 | 57 | 88 | 125 | 112 | 100 | 78 | 73 |
| | 頭数 | 71 | 172 | 124 | 127 | 167 | 248 | 304 | 261 | 210 | 200 | 168 |
| 馬鼻肺炎 | 戸数 | 21 | 13 | 25 | 20 | 20 | 24 | 26 | 17 | 21 | 16 | 18 |
| | 頭数 | 51 | 18 | 48 | 46 | 54 | 39 | 59 | 27 | 24 | 21 | 29 |
| 豚流行性下痢 | 戸数 | | | | | 23 | 4 | 3 | | 1 | 1 | |
| | 頭数 | | | | | 14,314 | 655 | 326 | | 800 | 129 | |
| 豚丹毒 | 戸数 | 4 | 5 | 6 | 13 | 10 | 9 | 9 | 9 | 8 | 7 | 9 |
| | 頭数 | 13 | 24 | 36 | 138 | 137 | 198 | 178 | 117 | 87 | 93 | 91 |

* 6 農場HACCP及びGAP

- ・農場HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point)

家畜飼養農場において人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある危害要因を分析するとともに、必須な管理点を設定し、重点的に管理することで、家畜や畜産物の安全性を確保する管理手法。国が普及を推進し、企業経営の農場を中心に、認証農場が年々増加しています。
- ・畜産におけるGAP (Good Agricultural Practice)

農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ農場生産工程の管理や改善を行う取組で、農場HACCP同様、国が普及を推進しています。

2 公務員分野

公務員獣医師は、主に、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護管理の3つの分野の業務に従事しています。道内の公務員獣医師は、家畜衛生分野においては家畜保健衛生所における海外悪性伝染病を含む家畜伝染病^{*4、5}の診断や発生時の防疫、飼養衛生

管理の指導、安全・安心な畜産物生産の推進、公衆衛生分野においては食肉衛生検査所や保健所における食肉衛生、食品衛生、生活衛生の推進、狂犬病やエキノコックス症を始めとする人獣共通感染症対策の推進、動物愛護管理分野においては動物愛護管理の他、野生生物の保護管理や種の保存等のための業務に従事し、それぞれ畜産振興、食の安全性の確保、人と動物の健康維持、生態系の保全等に重要な役割を担っていることから、その職責を十分に認識し、業務を的確に遂行することが求められています。

道内の公務員獣医師は、北海道、政令指定及び中核都市において各分野の職務に従事しており、診療施設としては、家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、動物園内の診療所等があります。

公務員獣医師については、平成15年4月の牛海綿状脳症（BSE）対策開始により全国的に食肉衛生検査所や家畜保健衛生所の獣医師が増員されて以降、業務内容の変化等による定数の変動はありますが、北海道職員では慢性的な欠員状態が続いていることから、その解消が課題となっています。

的確な公務員分野の業務の遂行のため、獣医師の確保及び施設設備の整備を推進します。

【表1】平成30年度 道内のと畜検査及び食鳥検査実施状況

| と畜検査頭数 | | | | | | 食鳥検査羽数 | | |
|---------|--------------|----|-----------|--------|-----------|------------|-----------|------------|
| 牛 | 子牛 (1年未満) | 馬 | 豚 | めん羊・山羊 | 計 | ブロイラー | 成鶏 | 計 |
| 222,842 | 2,062 | 82 | 1,160,069 | 4,099 | 1,389,154 | 37,982,753 | 3,103,558 | 41,086,311 |

【表2】平成30年度 傷病鳥獣保護収容数（北海道）

| | | | |
|----|-----|----|----|
| 鳥類 | 286 | 獣類 | 28 |
|----|-----|----|----|

3 小動物分野

一般家庭において飼育される小動物は犬、猫、小鳥等多種にわたり、ペットと称される愛玩動物としての位置付けや、コンパニオンアニマルといった生活の伴侣・家族の一員としての位置付け等、人との関係は親密化・多様化しています。

このため、道では、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、動物の適正な取扱いを推進することにより、道民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持すること等を目的とし、北海道動物の愛護及び管理に関する条例を制定しています。

動物と人の相互の幸福のため、小動物飼育者から獣医師に対しては、良質な獣医療の提供はもとより、人と同等の高度な診療技術の提供、適切な飼育方法、狂犬病やエキノコックス症に代表される人獣共通感染症や薬剤耐性菌対策等の保健衛生指導が求められています。

これらのニーズに対応するため、小動物分野においては、獣医師だけでなく、動物看護師等のスタッフを含めたチーム獣医療体制が構築されていますが、今般の愛玩動物看護師法の成立により、令和4年5月以降、愛玩動物看護師が国家資格化されることから、さらなる体制の充実が期待されるところです。

また、近年は情報通信技術の発展により、誰もが様々な情報を簡単に入手できるようになっており、獣医療においてもエビデンスに基づく診療、インフォームド・コンセント^{*7}に基づく対応を心がけ、小動物飼育者と信頼関係を構築し、その意向も総合的に勘案したうえで、獣医療を提供することが必要です。

本道の小動物分野の獣医療については、大半を占める小規模の診療施設がホームドクターとして地域に一次診療を提供しており、獣医系大学や高度な診療機器を導入した民間診療施設、特定の科目の診療技術を高めた獣医師が勤務する診療施設が二次診療を提供しています。

小動物分野においては、多様な社会ニーズに適切に対応した獣医療を提供するため、診療施設・診療機器の整備だけではなく、チーム獣医療体制の充実、診療施設間の役割分担と連携強化を推進します。

***7：インフォームド・コンセント (informed consent)**

医療提供者が提示する診療方針について、対象者が十分な説明を受けて理解した上で、その方針に合意する（場合によっては拒否できる）という概念。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

広大な面積と離島を有する北海道においては、人口あるいは家畜の飼養状況に応じ、診療施設が整備されています。地域によって診療施設数に差があることに対し、現状では大きな支障が生じているとの声は上がっていませんが、家畜や愛玩動物が少ない地域においても一定の獣医療を提供する必要があります。地域の実情に応じた効率的な獣医療の提供体制を整備するためには、全道的な取組が必要と見込まれるため、獣医療を提供する体制の整備が必要な地域は道内全域とします。

第3 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設

道内には、令和2年12月末日現在 1,082 の診療施設（往診診療のみ行う者を含む）があり、このうち、産業動物専業の診療施設は495施設、小動物専業の診療施設は500施設と、ほぼ半々となっており、産業動物、小動物どちらも対象とする診療施設が72施設あります。この他、二次診療を提供する3つの獣医系大学の診療

施設（北海道大学：小動物、帯広畜産大学及び酪農学園大学：産業動物・小動物）、野生動物や展示動物を対象とする診療施設が12施設あります。

前回計画作成時の平成22年12月末日の診療施設は961施設であり、比較すると、産業動物診療施設は467施設から567施設（産業動物・小動物どちらも対象とする72施設を含む）に増加しており、内訳を見ると、往診診療者が8割を占める個人診療施設が229施設から311施設に増加した一方、道内の産業動物診療の基幹である農業共済組合の診療施設においては、平成29年3月の全道5組合化、さらに令和4年4月の全道1組合化に向けた体制見直しにより、日高地方で馬の繁殖シーズンのみ稼働する7箇所のクリニックを除くと95施設から84施設に減少しています。

また、小動物診療施設は、法人診療施設が131施設から206施設と増加し、法人化が進んでおり、全体でも482施設から500施設に微増しており、全国と同様の傾向にあります。

【表3】道内の診療施設開設状況

令和2年12月31日現在

| 振興局 | 合計 | 産業動物専業 | | | | | 小動物専業 | | | 産業動物・小動物 | | | 獣医系 大学 | 野生動物 ・ 動物園等 | | |
|-----------------|----------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-------------|--------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|-----------|-------------------|----------|-----------|
| | | 計 | 道・ 市町村 | 協同 組合 | 共済 組合 | 法人 | 個人 | 計 | 道・ 市町村 | 法人 | 個人 | 計 | 法人 | 個人 | | |
| 参考 H22.12.31 | 952 (242) | 467 (206) | 15 | 18 | 95 (2) | 110 (39) | 229 (165) | 482 (36) | 15 (9) | 131 | 336 (27) | 産業動物に計上 | | | 3 | 9 (1) |
| 全道 | 1,082 (372) | 495 (277) | 16 (0) | 18 (5) | 91 (3) | 111 (53) | 259 (216) | 500 (55) | 17 (14) | 201 (5) | 282 (36) | 72 (38) | 20 (5) | 52 (33) | 3 (0) | 12 (2) |
| 空知 | 43 (12) | 12 (4) | 1 | 1 | 4 | 2 | 4 (4) | 26 (6) | 1 (1) | 8 | 17 (5) | 5 (2) | 2 (1) | 3 (1) | | |
| 石狩 | 320 (57) | 47 (35) | 1 | 4 (2) | 3 | 11 (7) | 28 (26) | 253 (14) | 3 (1) | 116 (1) | 134 (12) | 16 (7) | 7 (1) | 9 (6) | 2 | 2 (1) |
| 後志 | 27 (5) | 9 (3) | 1 | | 3 | 2 (1) | 3 (2) | 16 (1) | 1 (1) | 5 | 10 | 1 (1) | | 1 (1) | | 1 |
| 胆振 | 75 (31) | 41 (27) | 1 | 1 (1) | 4 | 9 (3) | 26 (23) | 29 (2) | 1 (1) | 11 | 17 (1) | 2 (2) | | 2 (2) | | 3 |
| 日高 | 110 (46) | 96 (41) | 1 | 3 | 13 | 24 (7) | 55 (34) | 10 (3) | 1 (1) | 1 | 8 (2) | 4 (2) | | 4 (2) | | |
| 渡島 | 52 (16) | 22 (12) | 2 | | 6 | 3 (2) | 11 (10) | 28 (4) | 1 (1) | 11 (2) | 16 (1) | 2 (0) | | 2 | | |
| 檜山 | 15 (8) | 8 (3) | 1 | | 4 | | 3 (3) | 3 (1) | 1 (1) | | 2 | 4 (4) | | 4 (4) | | |
| 上川 | 78 (20) | 24 (11) | 1 | | 8 | 3 (2) | 12 (9) | 49 (7) | 2 (1) | 20 (2) | 27 (4) | 4 (2) | 1 (2) | 3 | | 1 |
| 留萌 | 9 (4) | 4 (1) | | | 2 | 1 | 1 (1) | 4 (2) | 1 (1) | | 3 (1) | 1 (1) | | 1 (1) | | |
| 宗谷 | 22 (9) | 14 (7) | 2 | | 4 | 5 (4) | 3 (3) | 3 (1) | 1 (1) | 1 | 1 | 5 (1) | 4 (1) | 1 | | |
| オホーツク | 78 (36) | 46 (26) | 2 | 3 (2) | 9 | 13 (7) | 19 (17) | 23 (5) | 1 (1) | 9 | 13 (4) | 9 (5) | 3 (1) | 6 (4) | | |
| 十勝 | 154 (82) | 108 (71) | 1 | 6 | 17 (3) | 25 (15) | 59 (53) | 32 (4) | 1 (1) | 11 (3) | 20 (7) | 11 (7) | 1 (7) | 10 (7) | 1 | 2 |
| 釧路 | 50 (17) | 30 (14) | 1 | | 10 | 3 (1) | 16 (13) | 16 (2) | 1 (1) | 5 | 10 (1) | 1 (0) | | 1 | | 3 (1) |
| 根室 | 49 (29) | 34 (22) | 1 | | 4 | 10 (4) | 19 (18) | 8 (3) | 1 (1) | 3 | 4 (2) | 7 (4) | 2 (1) | 5 (3) | | |

※1 獣医療法第3条に基づく飼育動物診療施設開設（診療業務開始）届出より。下段の括弧内は往診診療者等の数を示す。

※2 令和2年12月31日現在の日高管内の農業共済組合の診療施設には、馬の繁殖シーズンのみ稼働する施設（7箇所）を含む。

一方、診療施設の業務体制（獣医師数）については、平成 22 年と比較し大きな変化はなく、産業動物診療施設では獣医師 1 人体制が 6 割強を占めますが、地域の家畜の飼養状況に応じ、農業共済組合や家畜保健衛生所等、10 人以上の獣医師が従事する診療施設は 38 施設あります。

小動物診療施設でも、獣医師 1 人体制が 7 割強を占めています。10 人以上の獣医師が従事する民間の診療施設は 4 施設に限られますが、夜間救急や複数の専門科目を有し総合病院のような役割を担うものが含まれています。

この他、産業動物・小動物とも対象とする診療施設の中に、10 人以上の獣医師が従事する法人経営の診療施設が 2 施設あります。

【表 4】診療施設の業務体制（獣医師数別）

令和 2 年 12 月 31 日現在

| 診療対象 | 総 数 | 小計 | 従事獣医師数 | | | | | | | | | |
|-----------|-------|-----|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| | | | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人以上 |
| 産業動物 | 1,082 | 495 | 313 | 46 | 21 | 14 | 13 | 15 | 10 | 10 | 15 | 38 |
| | | 割合 | 63.2% | 9.3% | 4.2% | 2.8% | 2.6% | 3.0% | 2.0% | 2.0% | 3.0% | 7.7% |
| 小動物 | 1,082 | 500 | 357 | 86 | 25 | 14 | 7 | 3 | 2 | 2 | 0 | 4 |
| | | 割合 | 71.4% | 17.2% | 5.0% | 2.8% | 1.4% | 0.6% | 0.4% | 0.4% | 0.0% | 0.8% |
| 産業動物・小動物 | 1,082 | 72 | 56 | 7 | 2 | 4 | 1 | | | | | 2 |
| | | 割合 | 77.8% | 9.7% | 2.8% | 5.6% | 1.4% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 2.8% |
| 獣医系大学 | 1,082 | 3 | | | | | | | | | | 3 |
| 野生動物・動物園等 | | 12 | 6 | 1 | 1 | 3 | | | | | | 1 |

（2）診療機器等

産業動物分野では、道内の農業共済組合の診療施設において、血液生化学検査装置（ポータブルを含む）、エックス線撮影装置、超音波診断装置、大動物手術台等の診療機器が整備されています。二次診療を行う獣医系大学においては吸入麻酔器を備えた手術施設や各種診療・診断機器が整備されており、より高度な診療技術を求められる軽種馬生産地においては、農業共済組合だけでなく、軽種馬関係団体や法人が、二次診療のための手術施設や診療機器等を整備しています。

一方、産業動物診療施設の過半数は往診診療者であり、その多くは一般診療に必要な診療機器を整備しており、それ以外の診療機器を必要とする場合は、診療であれば農業共済組合や獣医系大学との連携、検査であれば家畜保健衛生所や民間検査施設の活用や、飼料や動物用医薬品等を扱う畜産関係企業の診療施設等との連携により対応しています。

公務員分野では、道内の家畜伝染病等の診断を担う家畜保健衛生所においては、様々な病原体を扱うことから、バイオセキュリティのための安全キャビネット、遺伝子検査や病理学的検査等に必要な診断機器の整備が進められています。また、平成 30 年 7 月の家畜保健衛生所法改正により、平成 31 年 4 月から家畜伝染病の診断に対する精度管理体制の構築が義務づけられており、診断機器の適正な維持管理が求められています。

動物愛護管理センターや動物園の診療所においては、治療や繁殖管理に対応できるようエックス線撮影装置等の診療機器が整備されています。

小動物分野では、往診診療者を除いた診療施設の9割においてエックス線撮影装置が設置されており、超音波診断装置の他、吸入麻酔器、ICU装置等、一般診療や手術に対応できる診療機器を整備している施設が多く、さらに、主に札幌近郊で二次診療を担う診療施設においては、専門科の診療機器、CT撮影装置、Cアーム等、さらに獣医系大学においては、MRIや治療用放射線照射装置等の人と同等の診療を行うことができる高度な診療機器が整備されています。

2 診療施設の整備に関する目標

診療施設の経営には採算性が求められるため、道内では産業動物であれば家畜飼養頭数の多い地域、小動物であれば人口の多い札幌近郊等に設備の整った診療施設が多く整備され、診療効率の低い地域の獣医療を補っています。

診療の迅速化・的確化を推進する上では、個々の診療施設の整備・診療機器の高度化を図ることが必要ですが、それだけではなく、診療施設間の連携・協力の下での機能分担や、現在獣医療においても導入に向けた検討が進められている遠隔診療を行うための情報通信機器の整備を促します。

(1) 産業動物分野

道内の産業動物獣医療の基幹である農業共済組合の診療施設においては、獣医療の提供に必要な施設設備・診療機器が整備され、効率的な活用が図られていることから、今後とも診療に必要な施設設備・診療機器について計画的な整備・更新を促します。

軽種馬生産地における、軽種馬農業協同組合や法人等の診療施設についても同様に、施設設備・診療機器の計画的な整備・更新を促すとともに、必要に応じて獣医療法第15条に基づく資金の貸付け制度^{*8}の活用を促します。

また、これらの基幹となる団体には、診療施設の維持が望まれているところですが、経営の合理化や職場環境の改善のための統廃合が必要となる等、離島や家畜の飼養戸数・頭数が少ない診療効率の低い地域、獣医師の確保が困難な地域における獣医療提供体制の維持が課題となっていることから、診療の省力化・効率化の視点に基づく診療機器の整備や、遠隔診療を行うための情報通信機器の整備を促します。

この他、道内の一次診療を支えている個人開業診療施設あるいは企業経営による養豚や養鶏場の診療施設では、普段から農業共済組合、獣医系大学や家畜保健衛生所、民間検査施設、飼料や動物用医薬品等を扱う畜産関係企業等との連携により診療施設・診療機器を有効活用していますが、自らの診療施設・診療機器の整備が必要となった場合は、必要に応じて獣医療法第15条に基づく資金の貸付け制度^{*8}の活用を促します。

* 8 : 診療施設整備計画の認定、株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け

- ・ 獣医療法第 14 条では、都道府県計画に基づいて産業動物診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができるとされています。
- ・ さらに、同法第 15 条では、認定された計画をもとに、株式会社日本政策金融公庫から長期低利で資金の貸付を受けることができるとされています。

(2) 公務員分野

家畜保健衛生所は、地域における家畜衛生の指導機関として、また家畜伝染病の診断機関及び発生時の防疫拠点としての役割を担うことから、今後とも法令や病性鑑定マニュアルに沿った家畜伝染性疾病の検査や診断が、バイオセキュリティを確保したうえで迅速かつ正確に行われるよう、また、精度管理体制が維持できるよう、必要な施設・診断機器の計画的な整備に努めます。

さらに、飼養衛生管理基準の指導の効率化や、家畜伝染病の診断・防疫対応に活用するための情報通信機器の整備に努めます。

動物愛護管理センターにおいては応急手当や繁殖管理、動物園においては、展示動物の健康維持や繁殖管理の他、種の保存の役割を担うことから、必要な診療施設・診療機器の計画的な整備に努めます。

(3) 小動物分野

小動物診療施設は、人と同等の専門的で高度な獣医療の提供が求められていることから、それぞれにおいて必要な診療施設・診療機器の整備に努めるとともに、飼育者の希望に応じた獣医療が提供されるよう、民間検査機関、獣医系大学や専門科を有する二次診療施設等との連携を推進します。

第4 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師確保の現状

(1) 産業動物診療獣医師

近年、全国的に産業動物分野を指向する獣医学生の減少が課題となっています。道内においては、獣医師法第 22 条に基づく届出状況では、平成 22 年から令和 2 年にかけて、産業動物診療獣医師は、20~30 代を中心に女性獣医師が 104 名から 263 名に増えたこと、60~70 代の獣医師が 176 名から 271 名に増えたことを受け、1,013 名から 1,193 名に増加しており、農林水産省が平成 30 年度に畜産農場に対し実施した調査においても獣医療の提供に対し不足感はありませんでした。一方、30 代の獣医師の 185 名から 322 名への増加に対し、40~50 代の獣医師が 507 名から 393 名に

減少しており、地域によっては産業動物診療獣医師の確保に万全を期すよう要望があげられています。

農業共済組合の診療施設においては、現状では概ね募集人数を確保できていますが、採用抑制により40代の獣医師が他の年代と比べて少ないこと、女性獣医師の増加による産休・育休時の代替獣医師の確保、道外出身者のUターン等による中途退職者の増加等が課題となっており、近年、募集人数を増やしています。

農業共済組合以外においては、軽種馬農業協同組合の診療施設では中途退職者の増加により二次診療を一時中止せざるを得ない事態となる一方で就職希望者が減少しており、獣医師の確保と定着が課題となっています。

【表5】産業動物獣医師の推移（年代別、性別）

| | | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 計 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 男性 | H22年 | 91 | 148 | 233 | 262 | 139 | 36 | 909 |
| | R02年 | 98 | 221 | 135 | 208 | 189 | 79 | 930 |
| | 増減（倍） | 1.1 | 1.5 | 0.6 | 0.8 | 1.4 | 2.2 | 1.0 |
| 女性 | H22年 | 54 | 37 | 9 | 3 | 1 | 0 | 104 |
| | R02年 | 105 | 100 | 41 | 14 | 2 | 1 | 263 |
| | 増減（倍） | 1.9 | 2.7 | 4.6 | 4.7 | 2.0 | — | 2.5 |
| 全体 | H22年 | 145 | 185 | 242 | 265 | 140 | 36 | 1,013 |
| | R02年 | 203 | 322 | 176 | 221 | 191 | 80 | 1,193 |
| | 増減（倍） | 1.4 | 1.7 | 0.7 | 0.8 | 1.4 | 2.2 | 1.2 |

（2）公務員獣医師

北海道職員においては、家畜衛生分野、公衆衛生分野、動物愛護分野を合わせ、令和2年4月1日現在で530名の獣医師が必要とされる中、近年、定年・中途退職の人数に対し採用人数が少ないとことや、獣医学学生における就職後の転居を伴う異動や単身赴任を敬遠する傾向の増加、農業共済組合の募集人数の増加等により、定数の1割以上の欠員が解消されない状況が続いている。新卒採用の減少に対しては、採用年齢を58歳以下に引き上げ転職者の採用を増やすことや、再任用を増やすことに代えていますが、若い年代ほど女性獣医師の割合が増えていることから、産休・育休時の代替獣医師の確保も課題となっています。

【表6】北海道職員（獣医師）の確保状況

| 所属 | 平成23年4月1日現在 | | | | 令和2年4月1日現在 | | | |
|-------|--------------|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|
| | 職員数 | | 欠員数 | 欠員率 | 職員数 | | 定員数 | 欠員数 |
| | 再任用等 (内数) | 定員数 | | | 再任用等 (内数) | 欠員率 | | |
| 農政部 | 177 | 11 | 190 | 13 | 7% | 162 | 13 | 189 |
| 保健福祉部 | 294 | 20 | 377 | 83 | 22% | 286 | 20 | 324 |
| 環境生活部 | 17 | 1 | 17 | 0 | 0% | 13 | 1 | 17 |
| 計 | 488 | 32 | 584 | 96 | 16% | 461 | 34 | 530 |
| | | | | | | | | 69 |
| | | | | | | | | 13% |

なお、政令指定都市・中核市については、現状において定数を確保できています。

(3) 小動物診療獣医師

小動物診療獣医師においては、獣医学学生の小動物指向が強いことから、獣医師の確保に特段問題は認められていません。平成 22 年と比べ女性獣医師が 2 倍以上に増加していることから、小動物分野にても女性獣医師が働き続けることができる環境整備が必要です。

【表 7】獣医師法第22条の届出に基づく獣医師の推移（隔年12月31日現在）

| 分野別獣医師の数 | | R02 | | | H30 | H28 | H26 | H24 | H22 | | | | |
|------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | | 全体 | 割合 | 男 | 女 | 全体 | 全体 | 全体 | 全体 | 全体 | 割合 | 男 | 女 |
| 活動獣医師 | 産業動物診療 | 1,193 | 34.4% | 930 | 263 | 1,064 | 1,135 | 1,126 | 1,113 | 1,013 | 31.7% | 909 | 104 |
| | 農林水産分野 | 197 | 5.7% | 109 | 88 | 206 | 204 | 217 | 208 | 217 | 6.8% | 150 | 67 |
| | 公務員 | 449 | 13.0% | 260 | 189 | 448 | 427 | 420 | 422 | 378 | 11.8% | 251 | 127 |
| | 公衆衛生分野 | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | 49 | 1.4% | 27 | 22 | 44 | 103 | 100 | 106 | 27 | 0.8% | 18 | 9 |
| | 小動物診療 | 714 | 20.6% | 472 | 242 | 653 | 668 | 670 | 612 | 638 | 20.0% | 445 | 193 |
| | その他の分野 | 449 | 13.0% | 356 | 93 | 625 | 447 | 456 | 419 | 489 | 15.3% | 424 | 65 |
| 活動獣医師 計 | | 3,051 | 88.0% | 2,154 | 897 | 3,040 | 2,984 | 2,989 | 2,880 | 2,762 | 86.4% | 2,197 | 565 |
| 獣医時に従事しない者（無職含む） | | 415 | 12.0% | 295 | 120 | 443 | 412 | 438 | 425 | 433 | 13.6% | 346 | 87 |
| 合計 | | 3,466 | | 2,449 | 1,017 | 3,483 | 3,396 | 3,427 | 3,305 | 3,195 | | 2,543 | 652 |

【表 8】獣医師法第22条の届出に基づく診療獣医師の年齢構成（令和 2 年12月31日現在）

| 年代 | 計 | 診療獣医師 | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-----|----|---|-----|-----|-----|----|---|
| | | 産業動物 | | | | | 小動物 | | | | |
| | | 計 | 牛 | 馬 | 豚 | 鶏 | 他 | 計 | 犬 | 猫 | 鳥 |
| 20代 | 260 | 203 | 189 | 13 | 1 | 0 | 0 | 55 | 53 | 1 | 1 |
| 30代 | 484 | 322 | 286 | 34 | 2 | 0 | 0 | 155 | 152 | 3 | 0 |
| 40代 | 374 | 176 | 149 | 24 | 3 | 0 | 0 | 190 | 179 | 9 | 2 |
| 50代 | 392 | 221 | 185 | 34 | 0 | 2 | 0 | 164 | 155 | 8 | 1 |
| 60代 | 308 | 191 | 164 | 22 | 4 | 1 | 0 | 116 | 107 | 9 | 0 |
| 70代 | 104 | 72 | 45 | 19 | 5 | 0 | 3 | 31 | 29 | 2 | 0 |
| 80代以上 | 11 | 8 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 計 | 1,933 | 1,193 | 1,025 | 147 | 15 | 3 | 3 | 714 | 678 | 32 | 4 |

※診療対象が複数ある場合、主としたものに計上

| 年代 | 計 | 男性獣医師 | | | | | | | | | | 女性獣医師 | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-----|-----|----|---|-----|-----|-----|----|---|-------|------|-----|-----|----|---|-----|-----|-----|----|---|
| | | 産業動物 | | | | | 小動物 | | | | | 他 | 産業動物 | | | | | 小動物 | | | | |
| | | 計 | 牛 | 馬 | 豚 | 鶏 | 他 | 計 | 犬 | 猫 | 鳥 | | 計 | 牛 | 馬 | 豚 | 鶏 | 他 | 計 | 犬 | 猫 | 鳥 |
| 20代 | 131 | 98 | 95 | 3 | 0 | 0 | 0 | 31 | 30 | 1 | 0 | 2 | 129 | 105 | 94 | 10 | 1 | 0 | 24 | 23 | 0 | 1 |
| 30代 | 325 | 222 | 192 | 29 | 1 | 0 | 0 | 97 | 96 | 1 | 0 | 6 | 159 | 100 | 94 | 5 | 1 | 0 | 58 | 56 | 2 | 0 |
| 40代 | 250 | 135 | 116 | 18 | 1 | 0 | 0 | 112 | 108 | 4 | 0 | 3 | 124 | 41 | 33 | 6 | 2 | 0 | 78 | 71 | 5 | 2 |
| 50代 | 330 | 207 | 180 | 26 | 0 | 1 | 0 | 118 | 114 | 4 | 0 | 5 | 62 | 14 | 5 | 8 | 0 | 1 | 46 | 41 | 4 | 1 |
| 60代 | 273 | 189 | 162 | 22 | 4 | 1 | 0 | 83 | 76 | 7 | 0 | 1 | 35 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 33 | 31 | 2 | 0 |
| 70代 | 100 | 71 | 45 | 18 | 5 | 0 | 3 | 28 | 26 | 2 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 80代以上 | 11 | 8 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 1,420 | 930 | 797 | 117 | 11 | 2 | 3 | 472 | 453 | 19 | 0 | 18 | 513 | 263 | 228 | 30 | 4 | 1 | 242 | 225 | 13 | 4 |

2 獣医師確保の目標

(1) 産業動物診療獣医師

令和 12 年度を目標年度とする産業動物診療獣医師の確保目標は、第 8 次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画で掲げる牛の目標頭数（合計 1,389,000 頭）の実現に向けた試算により、現行水準と同等の 1,200 名程の確保を目標とします。

道内の産業動物診療獣医師の確保目標

| 令和2年12月31日現在 | 令和12年度の目標 |
|--------------|-----------|
| 1,193名 | 1,200名 |

産業動物診療獣医師確保の目標設定に係る試算

第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画

| | 乳用牛総頭数 | 肉用牛総頭数 | 合計 |
|------------|----------|----------|------------|
| 現在（平成30年度） | 801,000頭 | 512,800頭 | 1,313,000頭 |
| 目標（令和12年度） | 837,000頭 | 552,000頭 | 1,389,000頭 |

○算定方法

現状において概ね獣医療の提供に必要な人数を確保できていることを前提とし、平成30年度の牛の飼養状況及び基幹である農業共済組合の診療状況から算出した頭数被害率や、獣医師1名あたりの年間診療件数について、10年後も大きな変動がないと想定して試算した場合、令和12年度の農業共済組合の獣医師は793名（40名増）となります。農業共済組合以外の獣医師は、過去の獣医師法第22条の届出状況の推移を見ると、概ね400名程度であることから、合わせると1,193名となります。飼養頭数が増加する一方で飼養戸数は毎年減少しており、同時診療頭数（年間診療件数）は増加すると考えられることから、現状と同程度の獣医師が確保できれば、産業動物獣医療の提供は可能と考えます。

基幹である北海道農業共済組合において

| 平成30年度 | | |
|----------------------------------|----------------------------|------------|
| A | 牛の総頭数（第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画） | 1,313,000頭 |
| B | 牛の年間診療件数 | 788,014件 |
| C | 牛の被害率（B ÷ A） | 60.0% |
| D | 獣医師職員数（嘱託含む、平成30年4月1日時点） | 750名 |
| E | 獣医師1名当たりの年間診療件数（B ÷ D） | 1,051件 |
| 令和12年度（被害率・獣医師1名当たりの年間診療件数の変動なし） | | |
| F | 牛の総頭数（目標） | 1,389,000頭 |
| G | 牛の年間診療件数（F × C） | 833,400件 |
| H | 獣医師職員数（G ÷ E） | 793名 |

北海道農業共済組合以外の産業動物診療獣医師（獣医師法第22条の届出より）

| | | |
|--------|------|---|
| 平成24年度 | 414名 | } |
| 平成26年度 | 405名 | |
| 平成28年度 | 386名 | |
| 平成30年度 | 314名 | |
| 令和2年度 | 420名 | |

平均388名÷400名

令和12年度の産業動物診療獣医師数 793名+400名=1,193名 ⇒ 1,200名

なお、この目標を達成するため確保が必要な獣医師数は、平成22年から令和2年にかけての高齢化による廃業傾向（令和2年12月現在60代以上（271名）の5割（135名）、50代（191名）の3割（57名））や、中途退職者の増加傾向（30～40代（498名）の1割（50名））、近年の早期離職傾向（20代（203名）の3割（61名）※20代は24～29歳のため2倍）を見込むと、今後の10年間で約350～400名程度になることが想定されます。

（2）公務員獣医師

公務員獣医師においては、的確な業務の遂行や円滑な行政サービスを提供するために必要な人数が定数として設定されていることから、定数の確保に努めます。

3 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保対策

（1）獣医学生に対するアプローチ

平成30年度に農林水産省が獣医学生に対して実施したアンケートの結果、入学時において約半数は小動物臨床を志望していること、職業選択においては待遇だけでなく、業務内容のおもしろさや業務内容を通じて成長できるか等を重視していることが判明しました。産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保対策においては、入学後早い段階から獣医学生に対する産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生行政の社会的意義や業務の魅力についての理解醸成が必要と考えられます。

また、近年、獣医学生は、臨床実習やインターンシップ等による職場体験を就職先選択の判断の一助としています。加えて、我が国の獣医系大学のカリキュラムにおいて、参加型臨床実習や家畜衛生・公衆衛生実習の導入に向けた検討が進められており、また、獣医療の高度化、国際化に対応するため獣医系大学における欧州獣医学教育機関協会（E A E V E）^{*9}の認証取得に向けた取組が推進され、道内では平成31年12月に北海道大学・帯広畜産大学が認証を取得し、現在酪農学園大学においても認証に向けた取組を進めていますが、その認証においても、産業動物診療や食肉衛生検査の体験型実習が求められています。

農業共済組合等の診療施設や家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等においては、そ

それぞれが獣医学系大学での就職説明会や関連する専門分野の講義を通じて、獣医学生や大学教員と直接意見交換することにより、理解醸成に努めています。また、インターンシップ等の受入れにも力を入れていますが、大学近隣等受講希望場所の偏り、制度的な受入時期の限定による負担増加や、単位取得目的の受講希望者の増加により獣医師確保への効果が実感できることによる受入れ側の疲弊が課題となっています。

このため、受入機関と、獣医学系大学、受講希望者が納得できる形での臨床実習やインターンシップが実施されるよう、北海道、農業共済組合等の受入機関と、獣医学系大学の同意形成を推進します。

また、獣医学生が必要な情報を入手できるようウェブサイトを活用した情報発信に努めるとともに、農林水産省の獣医療提供体制整備推進総合対策事業による修学資金貸与制度を活用できるよう検討します。

* 9 : 欧州獣医学教育機関協会（E A E V E）

1988年に、欧州連合（EU）域内の獣医学系大学が協調し、多国間での違いを調整し、獣医学教育の質的向上と発展を目指すことを目的に設立された評価機関です。2013年までに97の獣医学系大学（EU域外を含む）が評価を受けており、教育プログラムを評価することで卒業生の獣医師としての技能を保証するとともに、大学の教育改善を促進しています。評価においては、EUの獣医師の技能を高め、EU諸国の畜産物に関するリスクを最小限に抑えるため、畜产学や公衆衛生的な要素を強く求めています。

我が国は獣医学系大学においても、国際的に通用する獣医学教育の確立のため、平成24年度から平成29年度にかけて文部科学省国立大学改革強化推進事業「国立獣医学系4大学群による欧米水準の獣医学教育に向けた連携体制の構築」の支援を受け、北海道大学・帯広畜産大学、山口大学・鹿児島大学の4大学が平成31年12月11日に認証を取得しています。

（2）就業及び定着に向けた取組

産業動物診療獣医師及び公務員獣医師においては、給与や職場環境の改善や研修制度の充実等に取り組んでおり、就業の誘導につながる獣医師の待遇は改善されてきていますが、近年、地元指向の強まりによるUターンや家庭の事情、転居を伴う転勤等を敬遠した中途退職の増加等が課題となっていることから、課題の解決に向けた取組みを推進します。

また、近年、女性獣医師が増加していることや働き方改革への対応が求められていることを踏まえ、様々なライフステージの獣医師が活躍できる環境の整備を推進するとともに、転職希望者に対する積極的な情報提供等による就業誘導を推進します。さらに、獣医師でなくともできる業務の動物看護師、家畜人工授精師等の獣医学関係者との適切な役割分担による、チーム獣医療体制の整備を推進します。

(3) 未活用人材へのアプローチ

獣医師の不足や職域及び地域的な偏在の解消に向けては、離職等により獣医事に従事していない獣医師の活用が有効であることから、それらの獣医師（令和2年12月現在、道内に60代までで約230人）に対する就業の働きかけを積極的に推進することとし、就業に関する情報提供はもとより、長期離職者に対しては復帰に対する不安を解消するためのサポート、育児や介護等に対応できる柔軟な勤務体制の整備、採用試験がある場合は年齢制限の緩和や複数回の実施等により、様々なライフステージの獣医師が就職しやすい環境の整備に努めます。

第5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要ですが、各々の診療施設で高度な診療機器等を整備することは現実的ではなく、過剰な設備投資とも考えられるため、診療施設間の連携・協力の下での情報共有・機能分担を推進します。

2 獣医療情報の共有及び効果的利用

産業動物分野においては、農場に対し、臨床獣医師、畜産関係団体、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、獣医系大学、民間検査施設等の多くの指導機関が関与しており、それぞれがもつ、診療データ、乳検データ、病性鑑定結果、薬剤耐性状況、と畜検査データ、各種検査結果等を集約・分析することで、診療効率の改善、生産性や畜産物の安全性向上に活用することができます。現在、農林水産省において獣医療情報の提供システムの整備に向けた検討も始められていますが、損耗の大きい農場がある場合等は、家畜飼養者の了承の下、情報を活用し、各診療施設・関係機関の機能が十分に発揮されるよう、連携強化を推進します。

第6 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

適切な獣医療の提供や多様化するニーズへの柔軟な対応、関係法令の遵守の観点から、道内の獣医師が、新たな技術や知見を習得するため、次に掲げる各種研修の受講を獣医系大学や北海道獣医師会等の関係機関・団体とともに推進します。

今般の新型コロナウイルス感染症対策のため、また、遠方や個人開業の獣医師等が受講しやすいよう、リモートやインターネット配信等の活用・併用を促します。

1 臨床研修

獣医系大学においては、欧洲獣医学教育機関協会（E A E V E）認証取得及び取得に向けた取組を進めており、臨床教育の充実、卒業時の診療技能レベルの一層の

向上に努めています。教育現場から獣医療現場への参加型の臨床実習やインカーンシップ等の受入要請に対しては、双方の同意形成に向けた取組みを推進します。

卒業後は、獣医師法第16条の2において、診療を業務とする獣医師は、獣医系大学やその附属施設及び農林水産大臣の指定する臨床研修施設において、臨床研修を行うよう努めることとされています。

産業動物分野においては、臨床現場における実践的な獣医療技術はもとより、関係法令、食の安全性確保、家畜伝染病発生時の防疫措置を含む家畜衛生、公衆衛生及び畜産関係産業等に関する知識・技術の習得を図るため、道内の臨床研修施設（北海道農業共済組合連合会研修所臨床研修診療施設群、日高軽種馬農業協同組合静内診療所）を活用し、獣医師会、獣医系大学、農業共済組合等が連携し、産業動物診療獣医師の円滑な臨床研修受講を推進します。

一方、小動物分野の獣医師の多くにおいては、個人の努力により、獣医系大学、道外の臨床研修施設、道内外の診療施設等において臨床研修を受講しています。それらに加え、学会や獣医師会、獣医療関係企業等が開催する研修会の受講を働きかける等により、本道における獣医療水準の向上を推進します。

2 高度研修

産業動物臨床分野や公務員分野においては、診療施設内あるいは地域において獣医療技術・知識の普及の担い手となる指導者的立場の獣医師が、獣医系大学や国の機関、畜産関係団体、獣医師会等が開催する研修会により、集団衛生管理や高度診療等にも対応した診断・診療技術や最新の知識を修得するよう、技術研修や学会、研修会等への積極的な参加を促します。

産業動物臨床分野や公務員分野の獣医師に対しては、生産獣医療、飼養衛生管理基準、薬剤耐性対策、農場HACCPやGAP導入等に係る指導が求められていることから、これらに対応できる獣医師の育成を図るため、各種研修会の受講を促します。

また、道内では近年大規模農場が増加しており、適切な飼養管理や家畜伝染病発生時の早期発見・通報、あるいは疾病予防や薬剤耐性対策等において、管理獣医師の指導が重要であることから、必要な知識の習得のため、獣医師会等が開催する研修会の受講等を促します。

さらに、養豚や養鶏、めん羊や山羊については、専門知識を有する獣医師が不足しているため、獣医師会等と連携し、現役の産業動物診療獣医師の知識向上に努めるとともに、家畜保健衛生所や農業共済組合等を定年退職後の獣医師に対し、管理獣医師としての知識を習得するための研修の受講を促します。

小動物分野の獣医師においては、個人の努力や診療施設の方針により、獣医系大

学や専門科をもつ診療施設等において専門技術を高めるために研修を受講したり、各種学会、獣医系大学や獣医師会、獣医療関係企業の研修会、グループによる勉強会等で最新の診療技術、知識の習得に努めていることから、今後も各種研修会の積極的な受講を促し、獣医療水準の向上に取り組みます。

また、愛玩動物看護師等、チーム獣医療体制を支える職員に対し、診療施設内の研修、専門学校等が開催する外部の研修会の受講により、技術及び知識の向上を促します。

3 生涯研修

獣医師が最新の診療技術や獣医療をめぐる情勢等に関する知識を隨時適切に習得することが社会的ニーズに対応した獣医療の提供につながるため、獣医師個人による日々の研鑽に加え、学会や獣医師会等の各種団体が主催する研修会への参加を促すことで、獣医師のモチベーションの維持・向上を推進します。

また、離職・休職中の獣医師に対し、積極的な情報提供や研修等の受講を促すことにより、情勢変化等に対する不安の解消に努め、復職を支援します。

獣医師会等は、学会や獣医療に関する各種研修会を開催するとともに、獣医療に関する情報の効果的な提供に努めます。

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 衛生知識の啓発・普及等

道は、獣医師会等と連携し、道内の獣医療関係者に対して家畜や飼育動物の健康増進や適正飼育に当たって必要な情報の提供に努めるとともに、道民に対しては動物愛護管理や野生動物の保護管理等に関する倫理の向上が図られるよう努めます。

(1) 産業動物分野

海外悪性伝染病の侵入防止のため、また、安全性や品質に優れた道産畜産物の安定生産に向けて、家畜飼養者及び管理者に対し、飼養衛生管理基準等による家畜衛生の向上及び獣医師の指示に基づく医薬品の適正使用の徹底や薬剤耐性対策等、畜産物の安全性の向上に関する知識等の一層の啓発・普及に努めるとともに、農場H A C C PやG A Pの普及を促進します。

また、道内は、めん羊や山羊も飼養されていますが、専門知識を持つ獣医師が少なく、国内承認された薬剤がほとんどない等の課題があることから、飼養管理や薬剤の適正使用について啓発に努めます。

(2) 小動物分野

小動物の適切な健康管理や人と動物の相互の幸福を実現するため、獣医師会等は飼育者に対し衛生知識の普及啓発や責任の認識を促すほか、獣医師だけでなくチー

ム獣医療体制における愛玩動物看護師による飼育管理の指導等、チーム獣医療体制の充実を促します。

2 広報活動の充実

道や獣医師会等は、関係機関・団体と連携し、家畜衛生や適切な獣医療の提供に必要な情報の収集に努めるとともに、広報誌やウェブサイト等を通じた広報活動を強化し、道内の獣医師に対し積極的に情報提供するとともに、道民に対しては獣医療の果たす役割についての理解醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発・普及に努めます。

3 災害発生等非常時における獣医療の提供

近年、地震や台風等の自然災害の増加や、今般の新型コロナウイルス感染症等、災害発生等非常時における獣医療提供体制の整備が必要とされています。道及び札幌市・旭川市・函館市は、北海道獣医師会及び日本愛玩動物協会と「災害時における動物救護活動に関する協定書」を平成24年12月に締結しています。

災害発生時においては、獣医師会や日本愛玩動物協会、関係機関・動物愛護団体等と連携し、飼育動物の保護、健康管理や治療等の獣医療の提供に努めます。

4 野生鳥獣への対応

豊かな生態系を守るため、野生動物保護の観点から、道は、傷病鳥獣について獣医師会や動物園、地域の診療施設と連携して獣医療の提供及び自然復帰を促進します。

また、近年、オジロワシ等の希少種を含む野鳥が高病原性鳥インフルエンザに感染する事例が見られることから、野生鳥獣の感染症に対する正しい知識の啓発に努めます。

5 取組内容の見直し

本計画の達成を図るため、取組状況や達成状況の把握に努め、必要な場合は、取組内容の見直しを検討します。